

神流町地域防災計画

令和2年11月修正

神流町防災会議

神流町地域防災計画 全体目次

第1章	総則	総則-1～17
第2章	災害予防計画	予防-1～41
第3章	地震災害応急対策計画	地震-1～81
第4章	風水害応急対策計画	風水-1～81
第5章	雪害・事故災害等応急対策計画	雪害・事故-1～9
第6章	災害復旧・復興計画	復興-1～12
	資料編	資料-1～74

第1章 総則

神流町地域防災計画

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	防災の基本理念	2
第3節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	3
第4節	神流町の概況及び過去の災害	11
第5節	想定地震の設定	14

第1章 総則

第1節 目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）に基づき、神流町防災会議において策定し、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が相互に協力し、当町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

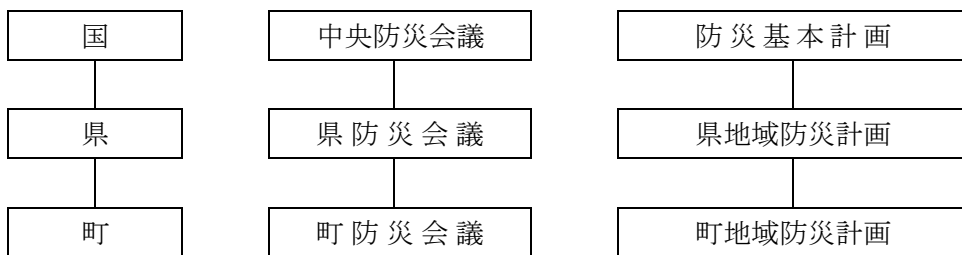
更に、町民が自ら行う事項、地域における各種団体が行う事項及び大規模災害が発生した場合における被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 計画の策定及び修正

町は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

この計画は、神流町及び防災関係機関の防災業務の実施すべき事項及び実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡・調整を図るための大綱を示すものであり、各々処理すべき防災業務について必要な事項を要項で定め、災害対策の万全、かつ、円滑な推進に努めるものとする。

災害対策基本法によって定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、町、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する支援するなど、被災者の年齢、

性別、障害の有無といったその他被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

町、県、公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 町

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
- (5) 予報・警報並びに災害に関する情報収集・伝達及び広報に関すること。
- (6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報に関すること。
- (7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (8) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
- (9) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (10) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
- (12) 緊急輸送の確保に関すること。
- (13) 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
- (14) 災害復旧及び復興計画に関すること。
- (15) 神流町防災会議に関すること。
- (16) 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 県

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練に関すること。
- (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。

- (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。
- (5) 予報・警報の伝達に関する事。
- (6) 消防、水防その他の応急措置に関する事。
- (7) 被災者の救難、救助その他保護に関する事。
- (8) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事。
- (9) 施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (10) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。
- (11) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。
- (12) 緊急輸送の確保に関する事。
- (13) 災害の発生、防衛又は拡大の防止のための措置に関する事。
- (14) 災害復旧及び復興計画に関する事。
- (15) 群馬県防災会議に関する事。
- (16) 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事。

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管内各県警察の災害警備活動及び関東管区警察局相互援助の指導・調整に関する事。
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- ウ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。
- エ 警察通信の確保及び統制に関する事。

(2) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。

(3) 関東財務局（前橋財務事務所）

- ア 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事。
- イ 災害復旧事業費の査定立合に関する事。
- ウ 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。
- エ 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事。
- オ 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。

(4) 関東信越厚生局

- ア 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関する事。

- イ 国立病院収容患者の医療等の指示調整に関する事。
 - ウ 負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関する事。
 - エ 医療救護班の応援派遣に関する事。
- (5) 群馬労働局
- ア 事業場における労働災害の防止に関する事。
 - イ 災害応急工事、災害復旧工事等に必要の労働力の確保に関する事。
 - ウ 災害による離職者の早期再就職の促進に関する事。
- (6) 関東農政局 (群馬県拠点ほか)
- ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
 - (イ) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
 - (イ) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
 - (ウ) 主要食糧の供給に関する事。
 - (エ) 生鮮食料品等の供給に関する事。
 - (オ) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - (カ) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事。
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事。
 - (イ) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
 - エ その他
 - 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。
- (7) 関東森林管理局
- ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関する事。
 - イ 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関する事。
- (8) 関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
 - イ 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
 - ウ 被災中小企業の振興に関する事。
- (9) 関東東北産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事。
 - イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。

- (10) 関東地方整備局（高崎河川国道事務所、利根川水系砂防事務所）
管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。
- ア 災害予防
- (ア) 防災上必要な教育及び訓練
 - (イ) 通信施設等の整備
 - (ウ) 公共施設等の整備
 - (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知
 - (オ) 官庁施設の災害予防措置
 - (カ) 豪雪害の予防
- イ 災害応急対策
- (ア) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - (イ) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等
 - (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - (エ) 災害時における復旧用資機材の確保
 - (オ) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - (カ) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄
 - (キ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- ウ 災害復旧等
- 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、再度災害の防止に努めるとともに迅速、かつ、適切な復旧を図ること。
- (11) 関東運輸局（群馬運輸支局）
- ア 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。
 - イ 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。
 - ウ 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
- (12) 東京航空局（東京空港事務所）
- ア 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
- (13) 東京管区气象台（前橋地方气象台）
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

4 陸上自衛隊

第12旅団第12対戦車中隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係情報資料の整備に関すること。
- イ 防災関係機関との連絡、調整に関すること。
- ウ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- エ 防災に関する教育訓練の実施に関すること。

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 指定公共機関

(1) 日本郵便(株)(万場郵便局、中里郵便局、魚尾郵便局)

- ア 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- イ 災害特別事務取扱に関すること
 - (ア) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ・被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ・被災地あて救援用郵便物等の料金免除
 - ・被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (イ) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- ウ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 東日本電信電話株式会社(群馬支店)

- ア 電気通信設備の保全に関すること。
- イ 重要通信の確保に関すること。

(3) (株)NTTドコモ(群馬支店)

- ア 携帯電話設備の保全に関すること。
- イ 重要通信の確保に関すること。

(4) 日本銀行(前橋支店)

通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関すること。

(5) 日本赤十字社(群馬県支部)

- ア 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。

- イ 救護所の開設及び運営に関すること。
 - ウ 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。
 - エ 輸血用血液の確保及び供給に関すること。
 - オ 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。
 - カ 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。
 - キ 外国人の安否の調査に関すること。
- (6) 日本放送協会（前橋放送局）
- ア 防災思想の普及に関すること。
 - イ 気象予報・警報の周知に関すること。
 - ウ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。
 - エ 放送施設に対する障害の排除に関すること。
 - オ 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。
 - カ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
- (7) 東日本高速道路(株)（関東支社）
- ア 高速自動車道の保全及び復旧に関すること。
 - イ 緊急交通路の確保に関すること。
- (8) 独立行政法人水資源機構
- ア 水資源開発施設（水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。）の新築又は改築に関すること。
 - イ 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること。
- (9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（高崎量子応用研究所）
- 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関すること。
- (10) 日本通運(株)（群馬支店）
- 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
- (11) 東京電力パワーグリッド株式会社(高崎支社)
- ア 電力施設の保安の確保に関すること。
 - イ 電力の供給の確保に関すること。
- 6 指定地方公共機関
- (1) (公社)群馬県医師会
- ア 医療及び助産活動の協力に関すること。
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
 - ウ 医療救護活動の実施に関すること。
- (2) (公社)群馬県歯科医師会
- ア 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。
 - イ 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。

- (3) (社)群馬県看護協会
 - 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
 - (4) (社)群馬県エルピーガス協会
 - ア エルピーガス設備の保安の確保に関する事。
 - イ エルピーガスの供給の確保に関する事。
 - ウ 会員事業者の連絡調整に関する事。
 - (5) 群馬県石油協同組合
 - 石油等燃料の供給に関する事。
 - (6) (社)群馬県バス協会
 - ア バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
 - イ 被災地の交通の確保に関する事。
 - (7) (社)群馬県トラック協会
 - 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
 - (8) 放送機関 群馬テレビ(株)、(株)エフエム群馬
 - ア 防災思想の普及に関する事。
 - イ 気象予報・警報の周知に関する事。
 - ウ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。
 - エ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
- 7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 報道機関
 - ア 防災思想の普及に関する事。
 - イ 気象予報・警報の周知に関する事。
 - ウ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。
 - エ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
 - (2) 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部
 - ア 災害を防除し被害の軽減に関する事。
 - イ 避難の勧告又は指示に関する事。
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事。
 - エ 防災に関する訓練に関する事。
 - (3) 多野藤岡農業協同組合、神流川森林組合
 - ア 共同利用施設の保全に関する事。
 - イ 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。
 - ウ 県又は町が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
 - (4) 病院経営者

- ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。
- イ 被災傷病者の救護に関すること。
- (5) (一社)群馬県薬剤師会
医療救護活動に必要な医療品等の管理、調剤等に関すること。
- (6) 社会福祉施設経営者
入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
- (7) 神流町社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。
 - イ 義援金品募集及び配分に関すること。
 - ウ ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
- (8) (社福)群馬県共同募金会
義援金の募集及び受付に関すること
- (9) 神流町商工会
 - ア 被災事業者に対する支援に関すること。
 - イ 県又は町が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。
 - ウ 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。
 - エ 物価の安定についての協力に関すること。
- (10) 金融機関
被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
- (11) 学校法人
 - ア 児童、生徒等の安全の確保に関すること。
 - イ 指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関すること。
- (12) 危険物等施設の管理者
 - ア 危険物等施設の保安の確保に関すること。
 - イ 周辺町民の安全の確保に関すること。
- (13) 建設業関連団体
建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
- (14) 農業用水管理者
農業用水に関する施設の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

8 町民、行政区・自主防災組織、事業者

- (1) 町民
 - ア 防災・減災の知識習得
 - イ 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討
 - ウ 災害緊急連絡網（各耕地又は班連絡網）の普及推進
 - エ 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検

- オ 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力
- カ 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達
- キ 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援
- ク 災害廃棄物の分別
- ケ その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

(2) 行政区・自主防災組織

- ア 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検
- イ 地域の災害危険性の把握、点検
- ウ 災害緊急連絡網の普及推進
- エ 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力
- オ 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- カ 自主防災リーダーの養成
- キ 自主防災活動、訓練の実施
- ク 災害関連情報等の収集、伝達
- ケ 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力
- コ 災害時の避難所の自主運営
- サ 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力

(3) 事業者

- ア 従業員の防災教育、訓練
- イ 事業継続計画（BCP）の作成・更新
- ウ 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討
- エ 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検
- オ 自衛消防活動・訓練
- カ 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導
- キ 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力
- ク 避難行動要支援者等の避難支援
- ケ 災害廃棄物の分別
- コ その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

第4節 神流町の概況及び過去の災害

1 町の概況

神流町は、平成15年4月1日万場町と中里村が合併し誕生した町で、群馬県の南西部に位置し、東西約18km、南北約13km、面積は114.69 k m²で、東は藤岡市、北は藤岡市及び下仁田町、西は上野村及び南牧村、南は埼玉県秩父市及び小鹿野町と接している。

2 地形・地質

町の中央部を西から東へと流れる神流川の両岸は、支流が複雑に入り組み、極めて急峻な地形が連続した起伏の激しい狭隘な地形をなす山間地域であり、神流川及びその支流に沿うように僅かな緩斜地に集落が点在している。

標高は、役場本庁舎が340m、中里合同庁舎が425m、最高は赤久縄山の1,522mで、平均1,000mの前後の山々が連なり、林野面積が町の88.3%に及んでいる。これに対し、農耕地面積は1.8%と極めて少ない典型的な山村である。

地質は、付加体で、中生代ジュラ紀の秩父北帯を中心に、東は三波川変成帯、西は山中地溝帯に接している。また、神流川は、秩父南北帯、山中地溝帯を削り美しい岩層の露頭を見せており、本町は地質研究発祥の地として、枕状溶岩や層状チャートなど様々な色の石や恐竜の足跡をはじめ魚介類や植物の化石などが数多く出土している。

3 人口

昭和20年代、一時10,000人を超えていた人口も、昭和30年頃より減少に転じ、昭和35年以降は特に急激な減少を示している。昭和35年国勢調査人口8,766人に対し、平成22年国勢調査人口は2,352人であり、この50年間の人口減少率は73.17%となっている。

年齢階層別人口は、老年人口（65歳以上）は昭和35年国勢調査で728人（8.3%）であったが、平成22年国勢調査では1,231人（52.3%）と大幅に増え、反面、年少人口（15歳未満）は昭和35年国勢調査の3,271人（37.3%）から平成22年国勢調査では115人（4.9%）と著しく減少している。また、町を支える生産年齢人口（15歳以上65歳未満）も、昭和35年国勢調査の4,767人（54.4%）から平成22年国勢調査で1,006人（42.8%）と大幅に減少している。

このように、長年にわたる過疎の結果、年齢階層別人口構成が非常に不安定となり、今後もこの傾向は続くものと予想される。

4 産業

昭和30年代後半より当町の特産であったこんにやくや生糸が暴落し、更には外材の輸入等による木材価格の低迷により農林業経営は大きな打撃を受け転職を余儀なくされ、本町の産業構造は昭和35年から平成22年までの50年間に、町の中核産業であった第1次産業の比率は68.1%から10.9%に大きく低下し、現在では約9割が第1次産業以外に就業している状況である。

5 交通

交通条件は、バスでJR高崎線の新町駅から1時間30分、八高線の群馬藤岡駅から1時間10分の距離にあり、東京からは100km圏内にあつて関越自動車道本庄・児玉ICから約50分の距離に位置している。交通は、神流川に沿って東西に走る国道462号を中心に、埼玉県に通ずる国道299号と主要地方道高崎・神流・秩父線、主要地方道富岡・神流線、県

道小平・下仁田線の4路線が交通の中心をなしている。

6 過去における災害記録

(1) 火災

明治25年4月9日、万場二区から出火した火災は、万場、生利、麻生、柏木地区までに延焼し、全焼234戸、被災者1,334人に及んだ。

塩沢地区では、明治27年（集落の下半分焼失）、明治35年（集落の上半分焼失）、明治45年（一戸を残し46世帯全部焼失、被災者285人）と三度の大火があった。

昭和21年3月26日、魚尾地区において発生した火災では、18戸を全焼した。

昭和31年1月31日、柏木地区において発生した火災では、被災世帯77戸、被災者は441人に及んだ。平成5年4月27日、森戸の山林において発生した林野火災は、西及び北東方面に飛び火・延焼拡大し、26時間延焼し続けたのが当町最大の林野火災で、埼玉県境を越える勢いを示した。山林焼失面積は90.31haに渡り、すべて民有林で、損害額は1億9,248万3千円に及んだ。

(2) 風水害

明治40年8月、中旬からの連続暴風雨により万場で305mmの大雨となり、塩沢地区では神社の社殿を潰し、御神木他3本が倒木、住宅4棟が流失し、重傷者2人を出す災害となった。同時期、船子地区でも全壊した住宅があった。

明治43年の洪水は、明治時代では最大の被害をもたらした。連日降雨が続き、万場地区では8月1日から10日までの間に降った総雨量は481.3mmで、1日の最大雨量は、8月10日の191mmであった。この洪水で、船子(高塩)の小沢川上流から大量の土砂が流出し、3戸が埋没、1戸が流失した。また、榎森の宝昌寺や万場一区にあった製糸工場下仁田社も流失した。

昭和10年9月の水害は、明治43年に匹敵する大被害で、鬼石町美原地区内県道上に土砂が流失し、交通途絶となった。9月24・25日当町における暴風雨被害は、家屋流出1棟、非住家流失3棟、死者1人、負傷者2人、橋梁流失1カ所、畑流失、埋没64ha、山林原野流失、崩壊20haであった。

昭和13年の水害は、当町最大の被害をもたらした。8月末の豪雨が9月1日洪水となって河川が氾濫し、柏木地区では不動橋が流失、万場地区では八幡橋が流失し、交通が途絶した。被害は、住宅流失30棟、非住家流失25棟、浸水家屋150戸、死者3人、負傷者4人、行方不明1人、畑流失35ha、橋梁流失12カ所、埋没、崩壊40haであった。

平成11年8月14日～15日、集中豪雨により河川増水、土砂流出し、すべての県道が全面交通止、国道も生利と柏木地内で交通止めとなり、8世帯29人が避難した。24時間の総雨量が325mm、12日からの通算総雨量は413mmとなった。この災害で、町総合グラウンドでは管理棟全壊し、照明灯、フェンス等損壊した。また、山林火災用保管庫が損壊し、薬剤43缶が流失した。

平成19年9月5日～7日の台風9号では、総雨量504mm（最大24時間雨量422mm、最大時間雨量46mm）を観測、住宅の一部損壊1件、8世帯21人が自主避難した。死者、行方不明者はなかったが、県道小平下仁田線の崩落、林道桜井沢線における土砂流出により、持倉集落が3日間にわたり孤立化した。

令和元年10月11日～13日の台風19号では、降雨量462mmを記録し、町道・林道の崩落による4地区の孤立をはじめ、一時的な断水・停電などの被害が生じた。また、死者、行方不明者はなかったが、土砂災害の発生及び神流川の氾濫の危険性が高まったため、371世帯、735人に避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告を発令した。

第5節 想定地震の設定

群馬県を取り巻く地震の発生環境と防災対策上の必要性を考え併せて、3つの地震を想定する。地震の発生環境は、次の観点から整理した。

- (1) 過去の震源の分析と発生した地震の規模
- (2) 活断層の分布と活動度
- (3) プレートテクトニクスや地震の大構造

この調査では、活断層の分布と活動度及び地震の大構造に着目して想定地震を設定した。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したものである。

なお、想定地震の発生が差し迫っていると判断したわけではない。

各想定地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定し、県内各地の揺れの大きさや液状化危険度の予測を行い、各種の被害・影響を想定した。

神流町においては、関東平野北西縁断層帯主部による地震の被害数値を掲載する。

想定地震名	規模 (M)	想定地震の概要	震源断層				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121	60 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8	45 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8	45 東傾斜	20	18	2

1 災害シナリオ

災害シナリオとは、災害発生を想定し、その後の災害推移と防災行動の展開を考える

ものである。

その利点は、時間の流れに沿い、災害と防災活動の相互関係を検討できることにある。災害発生後でも、防災関係機関や町民の適時適切な行動により、災害の影響を小さくすることも可能である。この災害対策の内容を示すものが防災計画である。ところが、阪神・淡路大震災では、各種防災計画を適切に運用することができなかったといえる。ここでは、想定外の事態の多発により様々な混乱が生じ、地域の災害対応力を越えてしまったのである。地域防災計画には、各種の災害対策が定められているものの、現実には、発生した災害は短時間で多方面に影響し、対応できなかったのである。

そこで、今後の防災計画には災害シナリオの導入が必需と考えられる。あらかじめ災害後の状況を予想することで、具体的な災害対策の展開を検討する材料とするのである。詳細な防災施策を反映した災害シナリオが作成されれば、いざ、大規模地震が発生したときの非常に有効なマニュアルとなる。

災害シナリオは、地震後 1 週間が救命や避難への緊急的な対応が必要な時期であり、地震後 2 週間を過ぎると対策が軌道に乗ることから、地震後 2 週間を対象としている。これは、阪神・淡路大震災の事例を参考に設定したものである。

また、災害シナリオは次に示す要素により異なる。

- (1) 地震発生の季節、時刻・曜日
- (2) 地震発生時の天候
- (3) ライフラインの核となる施設への被害
- (4) 交通施設への被害
- (5) 防災拠点の被害
- (6) 公共機関からの広報や対策のタイミング
- (7) 大規模な事故の発生

この中で、対策のタイミングについてはシナリオ内に「シナリオ分岐点」として表示する。このタイミングの違いによりシナリオが大きく変わってくることが予想される。

今回の地震では次に示す前提条件を与えて災害シナリオを作成した。この前提条件は、火災被害が最大となり、被害が最も甚大となることが予想される季節と時間である。

表 シナリオの前提条件

想定地震名	地震発生季節	着目した事項
関東平野北西縁断層帯主部による地震	冬季夕刻平日	人口集中地域で被害が最大となる
太田断層による地震	冬季夕刻平日	東毛地域で集中的に被害発生する
片品川左岸断層による地震	冬季夕刻平日	山間地域での被害

2 社会条件の現況

	H22 国勢 調査人口	世帯数 (世帯)	建物数 (棟)	上水道 配水管延長 (km)	給水世帯数
神流町	2,352	1,229	2,406	22.9	943

3 被害想定結果

表1 揺れによる建物被害予想一覧表

	木造建物		非木造建物	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
関東平野北西縁断層帯主部	5.3	105.9	1未満	1.0
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0

表2 土砂災害による建物被害予想一覧

	全影響 人家戸数	全壊 棟数	全壊率 (%)	半壊 棟数	半壊率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	878	27.7	3.15	64.6	7.36
太田断層	878	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	878	0.0	0.0	0.0	0.0

表2 死者予測結果

	建物被害		屋外 通行	土砂 災害	火災	死者	
	屋内 転倒					計 (人)	率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	0.2	0.0	0.0	1.4	0.0	1.6	0.06
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表3 負傷者予測結果

	建物被害		屋外 通行	土砂 災害	火災	負傷者	
	屋内 転倒					計 (人)	率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	5.2	0.6	0.2	1.8	0	7.2	0.28
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表4 重傷者（負傷者の内訳）予測結果

	建物被害		屋外 通行	土砂 災害	火災	重傷者	
	屋内 転倒					計 (人)	率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	0.1	0.1	0.1	0.9	0.0	1.1	0.06
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表5 配水管被害、断水世帯数予測結果

	被害数 (件)	被害率 (件/km)	直後		1日後		2日後		4日後	
			断水 世帯数	率 (%)	断水 世帯数	率 (%)	断水 世帯数	率 (%)	断水 世帯数	率 (%)
関東平野北西縁断層帯主部	1	0.04	99.1	10.5	65.6	7.0	61.4	6.5	19.7	2.1
太田断層	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表6 電話電柱被害予測結果

	電柱本数	被害数	被害率 (%)	電柱被害要因別内訳		
				揺れ	建物倒壊	延焼
関東平野北西縁断層帯主部	1,849	1	0.1	0	1	0
太田断層	1,849	0	0.0	0	0	0
片品川左岸断層	1,849	0	0.0	0	0	0

表7 不通回線予測結果

	需要家回線数	不通回線数	不通率 (%)	不通回線要因別内訳	
				揺れ	延焼
関東平野北西縁断層帯主部	1,349	1	0.1	1	0
太田断層	1,349	0	0.0	0	0
片品川左岸断層	1,349	0	0.0	0	0

表8 避難者予測結果

	建物被害による避難者数	断水による避難者数				全避難者数				
		1日後	2日後	4日後	1ヶ月後	直後	1日後	2日後	4日後	1ヶ月後
関東平野北西縁断層帯主部	52.2	71.2	66.6	21.4	0.0	52.2	123.4	118.8	73.6	52.2
太田断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表9 震災廃棄物予測結果

単位：万トン

	木造	非木造	合計
関東平野北西縁断層帯主部	0.8	0.0	0.8
太田断層	0.0	0.0	0.0
片品川左岸断層	0.0	0.0	0.0

〔注 記〕

本計画における用語について

- 町民・・・・・・・・町内に住所を有する者、他市町村から町内に通学・通勤する者及び災害時に町内に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
- 避難行動要支援者・・・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。
- ライフライン・・・・・・・・水道（農業用水を含む）、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
- 集会所・・・・・・・・地区において総会及び地区事業等を実施する施設であり、万一の災害時等にあつては、より多い住民を受け入れ、支援の拠点となることが可能な施設をいう。
- 自主防災組織・・・・・・・・地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意の防災組織をいう。災害対策基本法第5条2項において規定されている。
- 自衛消防組織・・・・・・・・事業所等の従業員により構成された自衛の消防組織をいう。一定規模を有する事業所において設置が義務付けられており、消防法第14条の4において規定されている。
- 指定緊急避難場所・・・・災害時の危険を回避し命を守るために、緊急的又は一時的に避難する場所で、行政が指定した施設をいう。
- 指定避難所・・・・・・・・災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行うことができる施設で、行政が指定したものをいう。
- 予備避難場所・・・・・・・・指定避難場所が不足した際に、臨時で開設する避難場所をいう。
- 予備避難所・・・・・・・・指定避難所が不足した際に、臨時で開設する避難所をいう。
- 福祉避難場所・・・・・・・・高齢者等の避難行動要支援者で、一般の避難場所などでは一時的な避難の際に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難施設をいう。
- 福祉避難所・・・・・・・・高齢者等の避難行動要支援者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難施設をいう。